

## ○上里町太陽光発電施設の設置に関するガイドライン

令和2年6月18日

告示第102号

### (趣旨)

第1条 このガイドラインは、町内における太陽光発電施設の設置に関し、太陽光発電施設を設置する者が、近隣住民等の安全や生活環境に配慮するとともに、太陽光発電施設の導入が円滑になされるため、町及び近隣住民等に対して事業計画内容を事前に明らかにすること等について必要な事項を定めるものである。

### (定義)

第2条 このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電施設 太陽光を電気に変換するための施設（太陽光パネル等で土地に自立して設置するものに限る）及びその付属設備を言う。
- (2) 発電施設 定格出力10キロワット以上の太陽光発電施設（同一の届出者が複数の発電施設を近接して設置するなど、実質的に一つの場所への設置と認められる場合は、一つの施設とみなす）をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
  - ア 建築基準法における建築物に該当する物
  - イ 設置者の事業所等と併設されるもの
- (3) 出力 太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値をいう。
- (4) 設置者 発電施設を設置する者をいう。
- (5) 近隣住民等 発電施設の設置が計画される区域に近接・隣接する土地及び家屋の所有者又は居住者並びに事業区域に存する行政区の代表者をいう。

### (対象地域)

第3条 このガイドラインの対象地域は、町内全域とする。

### (法令に基づく手続等)

第4条 設置者は、発電施設を設置する場合において、別表1に掲げる法規制等に該当する場合は、当該発電施設の規模にかかわらず、町の関係課局及び関係行政機関と事前に相談、協議を行い、必要な手続等を行うものとする。

2 設置者は、計画地の全部又は一部が別表2「設置するのに適当でないエリア」に掲げる区域に該当する場合は、太陽光発電施設設置に関する法規則等に該当

するか否かにかかわらず、当該計画が周辺的生活環境等に与える影響を十分に考慮し、計画の中止を含め抜本的な見直しを検討するものとする。

(発電施設に係る届出等)

第5条 設置者は、発電施設を設置しようとする場合は、その計画の概要が明らかとなった時点で、近隣住民等に対する説明会等を実施し、事業内容を周知するものとする。この際、近隣住民等から出された要望・意見等に対しては、書面を交付するなど誠意をもって対応するものとする。

2 設置者は、発電施設の工事に着手する日の30日前までに、上里町太陽光発電施設計画届出書（以下「届出書」という。）（様式第1号）に計画区域の位置図等の必要書類を添付し、町長に提出するものとする。

3 前項の届出を行った設置者は、届出対象発電施設の内容を変更し、又は事業を廃止しようとするときは、変更又は廃止する日の30日前までに、上里町太陽光発電施設計画変更・廃止届出書（様式第2号）を町長に提出するものとする。

(設置に当たって遵守すべき事項)

第6条 設置者は、発電施設を設置する際は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 近隣住民等との良好な関係を構築し、協調を保つこと。
- (2) 雨水等による土砂・汚泥の流出や水害等の災害防止対策を講じること。
- (3) 既存の地形や樹木等を生かしながら、周囲の良好な景観に支障を与えないよう、周辺環境や景観との調和に配慮すること。
- (4) 災害発生時等の緊急連絡に対応するため、設置者の名称及び連絡先を記した看板を設置すること。
- (5) 事業区域内の除草等環境整備に努めるとともに、除草剤、殺虫剤その他の薬剤を使用する場合は、周辺環境に影響が及ぶことがないよう十分配慮すること。
- (6) パワーコンディショナー等からの騒音・振動やパネルの反射光により周辺的生活環境に支障を生じさせないよう、必要な措置を講じること。
- (7) 施設に起因して発生した苦情や要望等に対しては、迅速かつ誠実な対応をとること。
- (8) 施設を廃止した場合は、速やかに設置者の責任により撤去等適正に処理すること。

(報告)

第7条 町長は、このガイドラインに定めるもののほか、このガイドラインの施行に必要な限度において、設置者に対し、必要な事項について報告を求めるこ

とができるものとする。

(補則)

第8条 このガイドラインの施行に関して必要な事項は、町長が別に定める。

2 このガイドラインは、今後の社会情勢の変化等により、必要に応じて随時見直しを行うこととする。

附 則

(施行期日)

1 このガイドラインは、令和2年6月18日から施行し、同日以後に着工する発電施設から適用する。

(経過措置)

2 このガイドラインの施行日において現に着工している発電施設の設置者は、第6条に掲げる事項の遵守に努めるとともに、必要と認められる場合は第5条に掲げる措置を講じるものとする。

別表1 太陽光発電施設設置に係る関係法令等担当窓口一覧

法令等の名称ごとに記載している規制等の対象となる行為や概要等については、要約あるいは一部を掲載しておりますので、詳細については各手続き窓口にてご確認ください。

法令名 (条番号)	規制等の対象となる行為	手続 区分	手続の担当窓口
	太陽光発電施設の設置に関して疑義等がある場合は、まず右記の担当課にご相談ください。		上里町 暮らし安全課
国土利用計画法 (23)	次に該当する土地売買契約の締結や地上権・賃借権の設定等 ・市街化区域を除く都市計画区域:5,000㎡以上	届出	上里町 まち整備課
電気事業法	電気事業法に関して、県知事や市町村長に対する手続きは特にありません		経済産業省 関東東北産業保安監督部 電力安全課
火薬類取締法	火薬類製造施設や火薬庫の周辺に出力 1,000kW以上の太陽光発電設備を設置すること ※火薬類製造施設や火薬庫は、発電事業の用に供する 1,000kW 以上の太陽光発電設備に対して、一定の保安距離を取る必要があります。太陽光発電設備が後から設置される場合でもこの規定が適用されるため、十分な注意が必要です。		埼玉県 危機管理防災部 化学保安課
環境影響評価法	一般的な太陽光発電施設の設置を直接の理由とする手続きはありませんが、開発の内容によっては手続きが必要となる場合があります。	調査等	埼玉県 環境部 環境政策課
埼玉県環境影響評価条例	施行区域の面積が 20ha 以上となるもの ※その他にも、開発の内容によっては手続きが必要となる場合があります	調査等	埼玉県 環境部 環境政策課
太陽光発電の環境配慮ガイドライン (環境省)	環境影響評価法及び環境影響評価条例の対象とならない発電出力 10kW 以上の事業用太陽光発電施設	調査等 (自主取組)	埼玉県 環境部 環境政策課

土壌汚染対策法 (4)	土地の形質変更(掘削及び盛り土など)部分の合計面積が 3,000 m <sup>2</sup> 以上(有害物質使用特定施設が設置されている工場・事業場の敷地等の場合は 900 m <sup>2</sup> 以上) ※ただし、盛土のみの場合や、形質変更の深さが最大 50cm 未満であり区域外へ土壌の搬出を行わず土壌の飛散・流出を伴わない場合は除く	届出	埼玉県 北部環境管理事務所
埼玉県生活環境 保全条例(80)	3,000 m <sup>2</sup> 以上の土地の改変	調査 等	埼玉県 北部環境管理事務所
廃棄物の処理及 び清掃に関する 法律(15の19)	廃棄物が地下にあって指定区域に指定されている土地の形質変更 ※不法投棄等により廃棄物が残置されている場所については、当該廃棄物が適正に処理されない限り設置は認められませんので注意してください。	届出	埼玉県 北部環境管理事務所
埼玉県土砂の排 出、たい積等の 規制に関する条 例(6)	500 m <sup>2</sup> 以上の土砂の敷地外排出	届出	埼玉県 北部環境管理事務所
同上(16)	土砂を堆積する部分の面積が 3,000 m <sup>2</sup> 以上	許可	埼玉県 北部環境管理事務所
絶滅のおそれの ある野生動植物 の種の保存に関 する法律(10)	環境大臣が指定する希少野生動植物種の捕獲等の行為	大臣 許可	環境省 関東地方環境事務所 野生生物課
埼玉県希少野生 動植物の種の保 護に関する条例 (12)	知事が指定する希少野生動植物種の捕獲等の行為	届出	埼玉県 環境部みどり自然課
埼玉県オオタカ 等保護指針	次に該当する開発行為については、オオタカ等の保護に関する配慮を要請 ・営巣地から半径 400メートル以内 ・営巣地から半径1,500メートル以内	配慮 の 実施	埼玉県 環境部みどり自然課
農地法(4)	農地を農地以外のものにする行為(農地の転用)	許可	埼玉県本庄農林振興センター  【申請窓口】 上里町 農業委員会
同上(5)	農地を農地以外のものにした採草放牧地を採草放牧地以外のものにするために行う次の行為	許可	埼玉県本庄農林振興センター

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所有権の移転</li> <li>・賃借権・地上権・質権・使用賃借権の設定や移転</li> </ul>		<p>【申請窓口】</p> <p>上里町 農業委員会</p>
道路法(32)	<p>道路に次の工作物・物件・施設を設け、継続して道路を使用しようとする行為(道路の占用)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔等</li> <li>・水管、下水道管、ガス管等</li> <li>・歩廊、雪よけ等</li> <li>・露店、商品置場等</li> <li>・その他道路の構造や交通に支障を及ぼすおそれのある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの(政令第7条第1項第2号に該当するため太陽光発電施設も対象)</li> </ul>	許可	<p>【県道及び国管理国道】</p> <p>埼玉県 本庄県土整備事務所</p> <p>【町道】</p> <p>上里町 まち整備課</p>
河川法(23～27)	<p>河川区域内における次の行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川の流水の占用(取水等)</li> <li>・土地の占用</li> <li>・河川の砂やヨシなどの採取</li> <li>・工作物の新築・改築</li> <li>・盛土、切土等の土地の形状の変更</li> </ul>	許可	<p>【国管理河川】</p> <p>国土交通省 関東地方整備局</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利根川上流河川事務所</li> <li>・高崎河川国道事務所</li> </ul> <p>【県管理河川】</p> <p>埼玉県 本庄県土整備事務所</p>
河川法(55)	<p>河川保全区域内における次の行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の掘削、盛土、切土等の土地の形状の変更</li> <li>・工作物の新築・改築</li> </ul>	許可	<p>【国管理河川】</p> <p>国土交通省 関東地方整備局</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利根川上流河川事務所</li> <li>・高崎河川国道事務所</li> </ul> <p>【県管理河川】</p> <p>埼玉県 本庄県土整備事務所</p>
埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例(3)	<p>面積が1ha以上の開発行為で、雨水流出抑制施設を設置しないと雨水流出量を増加させるおそれがある行為</p>	許可	埼玉県 県土整備部 河川砂防課
同上(12)	<p>面積が1ha以上の開発行為で、湛水想定区域内の土地に盛土をする行為</p>	許可	埼玉県 県土整備部 河川砂防課
砂防法(4)	<p>砂防指定地内における次の行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工作物の新築・改築・除去</li> <li>・砂防設備の占有</li> <li>・竹木の伐採、芝草その他の生産物の採取</li> <li>・滑り下し・地引による物件の運搬</li> <li>・開墾その他による土地の原状変更</li> </ul>	許可	埼玉県 本庄県土整備事務所
埼玉県砂防指定	<p>砂防指定地内における次の行為</p>	許可	埼玉県 本庄県土整備事務所

地管理条例(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・のり切・切土・掘削・盛土等による土地の形状の変更</li> <li>・土石の類の採取、鉱物の採掘</li> <li>・工作物の新築・改築・増築・移転・除却</li> <li>・立木竹の伐採・樹根の採掘</li> <li>・木竹の滑下・地引による搬出</li> </ul>		
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(10、11)	<p>特定建設資材※を使用した建築物等の解体工事等や、特定建設資材を使用する新築工事等(以下に該当するもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光パネルと一体的な建築物(床面積の合計が80㎡以上に限る)の解体工事</li> <li>・太陽光パネルと一体的な建築物(床面積の合計が500㎡以上に限る)の新築・増築工事</li> <li>・太陽光パネルと一体的な建築物の修繕・模様替等工事(請負金額が1億円以上のもの)</li> <li>・建築物以外の工作物(太陽光パネル等)の解体、新築、土木工事等(請負金額が500万円以上のもの)</li> </ul> <p>※ 特定建設資材(4品目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンクリート</li> <li>・コンクリートと鉄から成る建設資材</li> <li>・木材</li> <li>・アスファルトコンクリート</li> </ul>	民間工事の場合は届出  公共工事の場合は通知	埼玉県 熊谷建築安全センター
都市計画法(29、43)	面積 3,000㎡以上の規模で開発行為を行う場合には、埼玉県知事の許可が必要	許可	埼玉県 川越建築安全センター 東松山駐在
上里町開発行為指導要綱	面積 1,000㎡以上の規模で開発行為を行う場合には、町との協議が必要	協議	上里町 まち整備課
建築基準法(6)	<p>建築物を建築しようとする場合</p> <p>※土地に自立して設置する太陽光発電設備については、架台下の空間を物品の保管その他の屋内的用途に供する場合は建築物に該当します。</p>	確認	埼玉県 熊谷建築安全センター
景観法(16)	<p>景観計画区域内における一定規模以上の建築物・工作物の新築・改築等の行為</p> <p>※上里町は景観行政団体ではありません。</p>	届出	上里町 まち整備課
文化財保護法(93)	周知の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)の範囲内における建築・土木工事等	届出	上里町 教育委員会 郷土資料館
同上(96)	土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により遺跡を発見	届出	上里町 教育委員会 郷土資料館

同上 (43、81、125)	国宝・重要文化財、重要有形民俗文化財、特別 史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物の 現状変更、又はその保存に影響を及ぼす行為	許可 又は 届出	上里町 教育委員会 郷土資料館
埼玉県文化財保 護条例 (14、28、35、 39)	県指定有形文化財、県指定有形民俗文化財、県指 定史跡名勝天然記念物、県指定旧跡の現状変更、 又はその保存に影響を及ぼす行為	許可 又は 届出	上里町 教育委員会 郷土資料館



別表2 設置するのに適当でないエリア

法令名	エリア(区域の名称等)	理由
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	不法投棄、最終処分等により廃棄物が残置されている場所	太陽光発電施設を設置することで、当該廃棄物を適正処理することが相当困難であるとともに、周辺の地下水等生活環境に支障を生じるおそれがある。
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区特別保護地区	鳥獣又は、鳥獣の生息地にとって特に重要な区域として、工作物の設置や木竹の伐採等、一定の開発行為が制限されている。
都市緑地法	特別緑地保全地区内	歴史的・文化的価値を有する緑地、生態系に配慮したまちづくりのための動植物の生息、生息地となる緑地等の保全を図る区域であり、都市の良好な自然的環境となる緑地を現状保全するため、立木の伐採や土地の形質変更等が厳しく規制されている。
農地法	農用地区域内の農地・牧草放牧地第1種農地・採草放牧地	優良農地を確保するため、転用が厳しく制限されている。
農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域内の農地・採草放牧地	優良農地を確保するため、転用が厳しく制限されている。
河川法	河川区域、河川保全区域、河川予定地	出水時に流下阻害発生のおそれがあるとともに、河川管理施設を損傷させるおそれがある。
砂防法、埼玉県砂防指定管理条例	砂防指定地	治水上の砂防設備を要する土地又は一定の行為を禁止若しくは制限すべき区域として指定されており、他のエリアに比べて災害発生により、地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高い。
文化財保護法	重要文化財、国指定史跡、名勝、天然記念物等	復元が不可能な国民の共有財産であり、適切な保護管理措置がとられている。
埼玉県文化財保護条例	県指定有形文化財、県指定有形民俗文化財、県指定史跡名勝天然記念物、県指定旧跡	復元が不可能な国民の共有財産であり、適切な保護管理措置がとられている。